



コスモス

日溜りの斜面で、白い花の群が風に揺れている。コスモス。誰しもが可憐と思う野辺の花である。

だが、同じ名が同時に、秩序、それも宇宙が内包する摂理をも意味しているとは。不可思議な自然の原理はそんなにも清楚な姿なのだろうか。今、白い化身たちはひっそりとほほえみながら、私たちの魂を誘っているかのようである。

10月のおもな行事

- 1日 社会生活基本調査実施日
- 1～2日 特定サービス産業及びエネルギー消費構造調査説明会(長野県)
- 1～9日 昭和56年度第3回定例県議会／毎月勤労統計調査乙調査ローテーションに伴う調査員指導
- 7～8日 工業動態統計調査関東甲信静ブロック会議(静岡県)
- 9～31日 社会生活基本調査調査票の収集・審査(11月10日まで)
- 13日 個人企業経済調査調査員合同指導会(水戸市)
- 15～16日 昭和56年度小売物価統計調査地方別事務打合せ会(長野県)
- 18日 統計の日
- 19～22日 昭和56年度県民所得統計担当者研究会議(静岡県)
- 20～21日 昭和56年度全国都道府県指定都市教育統計担当者会議(静岡県)／昭和56年度農業基本調査3県会議(筑波町)
- 22～23日 鉱工業生産指数事務打合せ会(長野県)
- 27日 行政管理庁主催都道府県統計主管課長会議・全国統計協会評議員会(山口県)
- 28日 第32回全国統計大会(山口県)
- 29～31日 全国図書館会議(埼玉県)

統計利用への新しいツール

—「地方統計資料総合目録 昭和50年—昭和54年」—

1 統計は一体どのくらい利用されているのか。答えるのにむづかしい質問だ。

自治体の行う統計調査は(国の場合も同じだが)、もともと行政上の必要があって実施される。政策を立案するとか将来の動向を予測するとかで統計データが必要となつて、である。従つて、調査の結果は当然にこれを必要とする行政部局で活用される。

しかし現在では指定統計調査になつて、調査結果が一般に公表され報告書が刊行されることが通常である。これによってひろく一般でも調査結果を利用できるし、また利用してもらうことが調査を実施する側での期待でもある。できるだけ多くの人に利用されることによってその統計がさらに生かされることになるからだ。同時に、統計の利用のされ方はさまざまとなる。

そこで統計をつくる側では、統計資料をできるだけ利用しやすい状態に置くという努力をすることになるのだが、まだまだ工夫の余地はあるようだ。利用者が、市民一般が、たやすく統計資料に接近するためには、どうすればいいのか。それは、どうやって調査を実施するかと同じくらいに、重要なテーマであろう。統計を生かすことにかかわるテーマである。

2 その利用者へのサービスの一つに、統計資料の総合目録というものがある。

総合目録はよく総目録と混同されるが、両者は大きく異なる。

総目録は、例えば〇〇図書館蔵書総目録のように、該当するすべての図書が掲載されている目録である。これに対し総合目録は、該当する図書が二カ所以上の図書館(あるいは資料室)のどこに所蔵されているかを示す目録である。総合目録という語は Union Catalogue の訳語

だが、中国ではこれを連合目録と訳している。日本では戦後間もなく総合目録と訳されてそれが定着してしまつたが、訳語としては連合目録の方がより正確だろう。Union Catalogue は、複数の図書館が協力し合つてそれぞれにおける所蔵の有無を通知しなければ作成できないものだからである。

この総合目録があると、求める資料がどこに所蔵されているかがわかる。すなわち直ちにその資料に近づくことができるのである。図書館の資料を利用するのに欠かせない便利な道具(ツール)といふことができる。しかし、作成し維持する手間が大変なので、まだそれほど多くは作成されていない。

3 今回、地方統計資料について始めて総合目録が作成された。「地方統計資料総合目録 昭和50年—昭和54年」(全統連刊, 5,500円)である。

始めてのものだけにいくつかの特色をもっている。

「地方」とは自治体のことだがここでは都道府県と政令市に限られる。これら自治体が昭和50年から54年までの間にどんな統計調査(統計法第8条に基づく届出統計調査)を実施したか、その調査結果をなんとという結果報告書に掲載したか、そしてその報告書はどこに所蔵されているか、をこの目録は明らかにする。

統計調査の結果数字は必ずしもその調査名をつけた報告書としてまとめられるとは限らず、統計年鑑・統計月報などに掲載されることも多い。利用する側からいえば、統計調査ごとにその結果数字を載せた資料の名称をまとめてあると、まことに便利である。これがこの目録における一つの特色である。さらに、索引において50音別、実施機関別、調査分野別において調査名が掲載されていて、調査名目録といつてもいいほどだ。

第2の特色は、所蔵先が示されていることである。統

..... 日本図書館協会常務理事 奥野定通

計資料の所蔵場所として次の5機関がとりあげられた。

- (1) 行政上の利用のために、その府県の統計主管課の資料室および庁内の資料室
- (2) 一般市民の利用のために、その府県の府県立図書館
- (3) 全国的な利用のために、総理府統計局図書館
- (4) 大学の共同利用のために、一橋大学日本経済統計文献センター

この目録に掲載された統計資料すべてについて、この5カ所での所蔵の有無が示されている。

4 試作品といってもいい初めての総合目録だから今後の充実のための多くの示唆を含むのは当然なのだが、ここでは作成したことに伴う副産物ともいえるものを特に指摘しておきたい。

まず、府県によって実施調査数および刊行資料数に大きな違いがあることに、気がつく。施策の重点、地域の状況などによってどんな調査が必要かは違って来るから当然なのだが、それにしても数の点で随分違うのである。その理由はなんだろうか。明快な解釈のほしいところだ。例えば世論調査のように掲載されている県と掲載されていない県(東京都など)とがあるのは、明らかにおかしいのだが。

次に、統計資料の所蔵状況についていえば、これまた府県ごとに実にバラバラである。

統計資料のことだから府県統計課の資料室での所蔵状況がいいのは当然だが、府県立図書館にも同じものが所蔵されているかといえばそれが少いのである。両者ともに同じ程度といえるのはやっとうる程度(1/5程度)の府県にすぎない。統計資料は専門的なものだから県立図書館に置いても利用されがたい、などといわずに、もっと県立図書館と市立図書館を活用すべきだろう。利用者からいえば、県庁内の統計課よりも公立図書館の方が行きやすいのである。

府県から統計報告書をせっせと送っている筈の総理府統計局での所蔵状況が意外に少ないのは不思議なことだし、府県の統計課以外の資料室は極めて僅かの府県でしか設置されておらずしかもそこでの所蔵状況は決して良好ではない。

どうやら統計資料を利用してもらうことについては、大いに気を配っているところとかなり消極的なところがあって、府県によって大いに差があるといえるようである。

つまり、以上からいえることは、この総合目録という新しいツールは、府県間のアンバランスを明らかに示す道具でもあったということである。

